



2017.1

No. 64

【発行】JAM京滋 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 京都労働者総合会館5F
TEL(075) 841-8251 / FAX(075) 811-8220
Email : jam-union_keiji@labor.or.jp (名称:ジャム京滋)

あなたの知人、友人が組合のない所で働いていませんか、組合結成の相談は
JAM京滋
075-841-8251

2017年春闘討論集会にて春闘方針を提案 各組合は要求討議へ!!

統一要求提出日は2月21日(火)



JAM京滋は12月18日にライズヴィル都賀山にて2017年春闘討論集会を開催し、春闘方針を提案、グループ討議を行い、要求内容を討議した。

今後、各地区協議会、各組合での討議を踏まえて、最終的には2017年1月28日に開催する、JAM京滋第10回地方委員会にて春闘方針を決定する。

尚、今年度の春闘決起集会は、各地区協議会での開催となった。

賃上げ要求案(抜粋)

1) 賃上げ要求の基本的考え方

JAM構成単組は、あるべき水準との乖離を確認した上で、月例賃金水準の引上げによる「底上げ・底支え」、「産業内・企業内の格差是正」を中心に、各種手当、所定労働時間の短縮、非正規・再雇用・サプライチェーンで働く者への配分など、賃金構造維持分を除き、6,000円を基準に「人への投資」を要求する。

2) 個別賃金要求基準

①JAM一人前ミニマム基準
②JAM一人前ミニマム基準をクリアしているところはJAM標準労働者での要求基準とする
到達基準 *全単組が到達すべき水準
目標基準 *到達基準をクリアしている単組が目標とすべき水準

高卒直入者 所定内賃金	30歳	35歳
到達水準	260,000	305,000
目標水準	280,000	320,000

③JAMの標準労働者要求基準を上回っている場合は、JCMの基準を到達目標基準として活用することとする。

3) 平均賃上げ要求基準

連合中小共闘の賃金引上げ目安を踏まえ、未組織労働者も含めた春闘相場の波及を目指し、平均賃上げ要求基準を10,500円以上とする。



本部方針を説明する労働・調査グループ 平野グループ長



京滋方針を説明する青山労働政策委員長

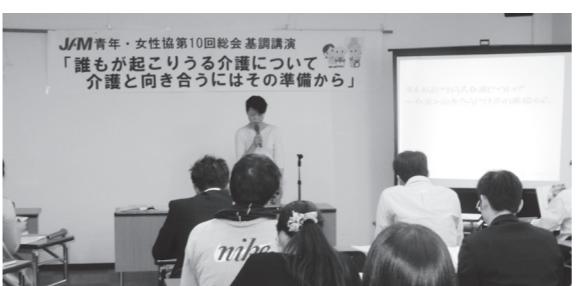


グループ討論の様子

各種セミナー開催される

JAM京滋では組合員のスキルアップを目的として各種セミナーを開催している

青年協・女性協合同セミナー



11月12日(土) JAM京滋青年協議会・女性協議会はそれぞれ定期総会を開催し、終了後、合同セミナーを開催した。

今回はラボール京都会議室においてバプテスト居宅介護支援事業所よりケアマネージャーの小西治子氏を講師に迎え「介護について今からの準備」をテーマに講演をいただいた。まだまだ先のことと考えがちなテーマではあったが介護について一度考える機会となった。

組織委員会 組合役員研修会



11月13日(日) 滋賀県教育会館において組合役員研修会を開催した。

今回の研修会はJAM本部オルガナイザー育成推進室より狩谷室長を講師に迎え「経営分析」をテーマに講義を受けた。聞きなれない簿記の用語に悩みながらも、交渉のベースとなる企業状況の把握に必要な知識の吸収に真剣な参加者であった。

JAM京滋第10回地方委員会を開催

[日 時] 2017年1月28日(土) 13:00~

[会 場] 草津市「商工会議所」

[内 容] JAM京滋第10回地方委員会

報告事項 (1) 一般活動報告

(2) 会計報告ならびに会計監査報告

提出議案 (1) 第1号議案 JAM京滋2017年春闘方針に関する件

(2) 第2号議案 第24回参議院議員選挙総括に関する件

JAM京滋2017年度政治連盟総会を開催

[日 時] 2017年1月28日(土) 15:00~

[会 場] 草津市「商工会議所」

[内 容] 2017年度政治連盟総会・研修会

報告事項 (1) 一般活動報告

(2) 会計報告ならびに会計監査報告

提出議案 (1) 第1号議案 2017年活動計画に関する件

(2) 第2号議案 2017年度予算に関する件

JAM京滋の仲間より「現代の名工」表彰される



日伸工業労働組合の松田正道氏が厚生労働省より「現代の名工」として表彰を受けることとなりました。現代の名工とは厚生労働省が卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的としている表彰制度です。条件として以下の要件が求められます。

- (1) きわめてすぐれた技能を有する者
- (2) 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- (3) 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- (4) 他の技能者の模範と認められる者

日伸工業労組 松田氏から「名誉ある賞を頂きまして、光栄に思います。入社以来、金型の加工組付け・仕打ち調整に携わってこられたのも、上司や先輩・同僚に恵まれたおかげだと感謝しております。製品の開発から量産へと繋がるやりがいのある仕事です。今後も、後進の育成に努めたいと思っています。」とコメントを頂きました。

